前橋市廣報

第四十六號

発行所　前橋市役所　前橋市柳町一番地
編集所　前橋市役所秘書課報道係　発行兼編集人　松田徳松
印刷所　上毛新聞社出版部

自立促進の貯蓄運動！

むだを省いて貯蓄しましょう

昨年は全国の貯蓄目標額八〇億円に対し、一二四%の九九億円という好成績を収めました。本年はとりあえず上半期の暫定目標として五〇億が定められましたが最近の国際情勢は、わが国経済の前途に幾多の困難を痛感させるものがあり、経済自立のため、資本の貯蓄をなすことがますます緊要となつている実情にかんがみ、六月十五日から七月十五日までの一カ月に亘り、自立促進貯蓄運動が展開され

〇一日十円は貯蓄しましょう
〇むだを省き、物を大切にしましょう

を二大標語とし、

❶自立精神の高揚
❷生活の合理化、計画化
❸企業の合理化、資本構成の正常化

をめざして全国的に運動が行われておりますので、市民の皆さんも手近な事柄として、次の事項をぜひ励行の上、この運動に御協力下さいます様希望いたします。

❶個人も、会社、組合等も、当面するお中元の虚礼を廃し、冠婚葬祭などを簡素化して生活の刷新をはかりましょう。
❷繭、麦代金など、季節的収入をできるだけ貯蓄しましょう。
❸職域貯蓄を増額しましょう。
❹目的貯蓄（たとえば納税、営農生活改善、住宅建築、レクリエーション等のための予備貯蓄）を致しましょう。

（税務課）

戸籍法施行八十周年

記念展示會を廿二日から開催

今年は戸籍法が施行されてから八十周年に当ります。そこで住民登録法施行一周年と併せ（七月一日から七日まで）全国的にいろいろな記念行事が行われますが本市でも今迄余り知られなかつた戸籍に関する珍らしい帳簿や、器械の操作図表、その他いろいろな資料を展示して一般に公開することになりました。又その会場内では、相談室を設け、市民の皆さんの戸籍住民登録に関する御相談をお受けすることになつて居り、又特に有志の方々の御協力により活花の展示会も併催され、精彩を添えることになりました。会場と期日等については回覧板でお知らせするとともに次の市広報（七月十五日号）にかかげます。

（市民課）

住民登録の實地調査

十日から一週間全市一齊に

昨年七月施行の住民登録法による最初の登録によつて完成しました**住民簿**について、本年度の実地調査を来る七月十日から一週間にわたり実施致します。これは皆さんの本籍、住所、世帯主との続柄、生年月日等をよく確め、市に備付けの住民票（住民簿）や、町内に備付けの名簿（住民票補助簿）に記載されて居る事項と、をよく対照、調査し、法の規定するように一致させることが目的です期間中に係員が**各戸を**訪問していろいろお聞き致しますから、あらかじめ本籍、住所、生年月日、世帯主との続柄等を、又異動して未だ届出をしてない人は、前の住所及び前の世帯主、異動の年月日、新世帯主との続柄等をお調べの上、間違いのないようお答え下さい。この実地調査は、昨年の一齊登録と同様重要なもので、たとえば、配給を受けるにも、学校へ入るのにも、選挙をするにも、謄本、抄本や、印鑑、その他多くの証明書をとるにも、又予防接種などにも住民登録が関係して居りますので、正確な調査に皆さんの御協力をお願い致します。なお最近に市町村から交付を受けた住民登録の謄本や抄本、証明書、或は戸籍の謄本や抄本、証明書などをお持ちの御家庭に於ては、当日調査員にお示しになれば最も確実、**簡單に**調査が出来ます。又法により、どんな場合に於ても二重登録、即ち二箇所の場所で登録することはできませんので、住所の判断に苦しまれるような方がありましたら、直ちに市民課住民登録係迄お申出願います。住民登録の届出は、次の通りですから御承知の上、異動の度に速かに届出て戸籍と同じように、何時でも住民簿が正確に、保たれるように協力して下さい。

届出原因	届書	届出期間	届出経路
市外から前橋市へ引越して來たとき	轉入届	十四日以内	その町の駐在員を經て市長へ届出
前橋市の區域内から市外へ引越をするとき	轉出届	轉出する日まで	その町の駐在員を經て市長へ届出
市内で或町から或町へ引越をしたとき	轉居届	十四日以内	元の町の駐在員及び今度の町の駐在員を經由して市長へ届出
住所の異動をしないで變更があつたとき	變更届	十四日以内	その町の駐在員を經て市長へ届出
日本の國外に移住しようとするとき	國外移住届	あらかじめ	その町の駐在員を經て市長へ届出

なお規定の期日までに届出をしなかつた場合は、罰せられることがありますから注意して下さい。

（市民課）

「前橋競輪」

七、八、九月の日割

市営前橋競輪七月から九月までの日割は、次の通り決定毎日午前十一時発走、小雨決行です。

七月　第一節十八日（土）、十九日（日）、二十日（月）、第二節二十四日（金）、二十五日（土）、二十六日（日）

八月　第一節十五日（土）、十六日（日）、十七日（月）、第二節廿一日（金）、廿二日（土）、二十三日（日）

九月　第一節八月卅日（日）、三十一日（月）、九月一日（火）、第二節九月四日（金）五日（土）、六日（日）

（商工課）

麥買入れ　暫定價格決定

本價格の決定次第差額を支拂

麦の買入れ期になりましたが、本年産麦の政府買入価格が決定するまでの暫定措置として次の通り暫定買入価格の全額を支払い、価格決定後、その差額を四月八日にさかのぼつて支払うことになりましたから、生産者の方々は御承知の上なるべく多く出荷なさるよう希望いたします。

▽暫定買入価格

大麦正味四五キロに付	一、一五五円
大麦正味五二・五キロに付	一、三四八円
裸麦正味六〇キロに付	一、八八〇円
小麦正味六〇キロに付	一、七九五円

（農政課）

今月の納税

今年は固定資産税第二期の納期です。お忘れなく月末までに納入して下さい。（税務課）

★犯罪のない"明るい社會"をつくりましょう（一日から「社会を明るくする運動」が行われます）

チフス豫防接種は必ず受けましよう

今月中に行われる各町の日割

腸チフス・パラチフス予防接種は目下各町で施行中で、すでに四カ町が六月中に三回終了、三十三カ町が二回終了、六カ町が一回終了七月中に始めるのが五カ町あります（六月二十日現在）。七月中に行われる接種の日割は次の通りですから、該当者は忘れずに接種を受けて下さい。

▼七月中に三回行う町

	第一回	第二回	第三回
天川町	四日	一一日	一八日
神明町	五日	一二日	一九日
宗甫分町	五日	一一日	一七日
46六供町	九日	一五日	二〇日
高田町	四日	一一日	一八日

▼七月中に二回行う町（第一回の接種の済んだ町）

	第二回	第三回
田町	五日	一二日
中川町	五日	一二日
北曲輪町	四日	一一日
向町	一日	一一日
細ケ沢町	五日	一二日
萩町	四日	一二日

▼七月中に一回行う町（第一回、第二回の接種の済んだ町）

曲輪町	五日	堀川町	四日	国領町	一日	37岩神町	五日
本町	六日	相生町	三日	38岩神町	四日	琴平町	四日
田中町	六日	片貝町	一日	40紅雲町	一〇日	41紅雲町	一〇日
新町	五日	百軒町	五日	42前代田	四日	43前代田	四日
大塚町	五日	芳町	四日	市之坪町	一日	47六供町	五日
萱町	五日	榎町	二日	東町	七日		
紺屋町	三日	桑町	三日				
立川町	四日	竪町	一日				
小柳町	五日	28一毛町	六日				
栄町	五日	諏訪町	四日				
31清王寺	二日	32清王寺	一日				

（衛生課）

眞夏の火の元に注意しましょう

真夏にも大火事があります。夏は火気についての注意がにぶり、取扱いがおろそかになり勝ちですから、お互に火の元には十分注意いたしましよう。

火事の知らせは、電話一一九番で市消防署へ急報すること。（電話のある家は多く「火災通報協力の家」となっていますがその他どこでも電話のある家を通じて急報して下さい。）

火災通報協力の家は、現在市内に二、五四三軒あり、その家には赤地に白い字で「火災通報協力の家」と書いた標札が出て居ります

（市消防署）

地代・家賃の計算 一部改正

昭和二八年四月三日付建設省告示第四四四号で地代家賃の算出方法が次のように一部改正されました

❶地代算出方法（月額）

土地評価格×$\frac{3}{1,000}$＝1ケ月の地代

❷家賃算出方法（月額）

建物評価格×$\frac{3.7}{1,000}$＝A……純家賃

家屋延坪×24円＝B

土地評価格×$\frac{3}{1,000}$＝C

A＋B＋C＝1ケ月の家賃

（イ）右の計算に、昭和二十七年十二月一日から廿八年三月卅一日までの四ケ月間は、地代純家賃に規定によつて税に関する$\frac{7}{48}$の加算があつたものが、四月より無くなつて、右の通りの算出方法となりました。従つて加算額のあつたものは四月より家賃が安くなる所もあるわけです。

（ロ）従前の地代家賃統制額または認可統制額が右の算出金額より高額である場合は、従前の額の通り据え置かれます（この場合の従前の額とは、昭和二十八年三月三十一日現在までの統制額であつて税に関する$\frac{7}{48}$の加算額があつたものについては、その額を差引いた額となることに注意されること）

（ハ）評価々格とは市税務課の固定資産課税台帳に登録された価格であつて、固定資産税の課税標準となる価格です。

（商工課）

自給肥料の増産

堆肥盤に市費補助

今月中旬に協力員會議

金肥の節減をはかり、自給肥料の改良増産をして農産物の飛躍的増収をはかるため、市では本年度において堆肥盤の設置を奨励し、予算の範囲内で次の通り補助金を付することになりました。

❶補助金は次の各項の基準によるものに対し交付する。

（一）堆肥盤の基礎は裏込として玉石を敷き固め、上部は厚さ三寸のコンクリート固めとする

（二）外部は高さ三寸として流出溜を設置する。

（三）盤積は五坪以上とする。

❷補助金の交付額は一盤につき一、〇〇〇円以内とする。

❸補助対象とする盤の目標数を一応各町に割当て、各町協力員はその範囲内において希望者を取りまとめ、個人別に建設の予定月日及び坪数を市長に報告するものとする。希望者が割当以上に多数であつたときは抽せんで公平に決定する。

❹補助金は本人が竣工届を市長に提出し、竣工検査を受けてから交付される。

なお右につき、七月中旬協力員の打合会を開会することになつて居ります。

（農政課）

恐ろしい赤痢・疫痢流行期

この四つの事に注意しましよう

恐ろしい赤痢や疫痢を予防するために

蠅 を一疋のこらず取りましよう。

手指 はいつもきれいにし、外出から帰つた時、便所から出た時、お料理の前、食事の前には必ず洗いましよう。

食物 に気をつけ、暴飲、暴食をつゝしみましよう。

便所 の落し口にはフタをつくり、窓には金網を張つて、蠅の出入を防ぎましよう。

（衛生課）

圖書館「家庭文庫」利用状況

市立図書館で新規事業として開設した家庭文庫は、どの程度の利用者があるか各方面から関心を持たれていますが、五月十五日申込受付開始以来同月末までに三五七人の申込があり、なお日を追うて増加しています。その内訳は次の通りで区域別申込者数では第一区（曲輪町、石川町、南曲輪町、紅雲町）が一番多く利用されております。尚家庭への訪問貸出は六月一日から開始しました。

▽職業別申込者数

家庭婦人一一五人、商工業者八八人、勤労者四九人、公務員四七人、自由生業三三人、教員一三人、其他七人、無職五人、計三五七人

（市立図書館）

市民レコード鑑賞會（十日）

市並びに市教育委員会及び市立図書館共同主催の今月の市民レコード鑑賞会は、十日午後五時半から商工会議所講堂で開催、解説は群大教授高原庄七氏で、入場無料、一般の来聴を歓迎いたします。曲目は次の通りです。

近代歌劇の鑑賞「トスカ」より（プッチーニ作曲）❶歌に生き恋に生き❷妙なる調和❸星輝けば△ボリス・ゴドノフ（ムソルグスキー作曲）△歌唱指導女心の歌「リゴレット」より（ヴェルデイ作曲）乾杯の歌「椿姫」より（同）

（市立図書館）

「片倉文庫」公開

本市商工会議所会頭片倉久登氏の亡母追善の御厚志による寄附金十万円で、小中学生用の基本的参考書類を集め「片倉文庫」と命名して、市立図書館分室小中学生閲覧室（商工会議所旧館内）に備付け公開するため準備が進められていましたが、このほど図書も大体集まつたので六月五日その披露式を行い同日から公開しました。図書は小中学生用辞典類でその種別は次の通りです。

百科事典（一〇種）（九七冊）歴史（四種）（四冊）伝記（一冊）地理（二種）（二冊）理科（一般）（三種）（五冊）数学（二種）（三冊）物理化学（二種）（二冊）天文（一冊）地学気象（三種）（三冊）

（市立図書館）

廣報についてお願い

この広報は、毎月一日、十五日の二回発行し、毎戸に一枚づゝ配布して居ります。もしゆき渡らない所があつた場合、又は何かお気付きの点がありましたら、どうぞ市役所秘書課報道係へ御連絡願います。

（係）